

南流山中学校移転に伴う設計業務委託
簡易公募型プロポーザル実施要綱

令和 2 年 1 2 月

1 募集の趣旨

本市では、つくばエクスプレスの開通に伴い南流山駅周辺（木地区）で土地区画整理事業を施行しており、大型マンションや戸建て住宅の建設により、南流山小学校では児童が急増している状況です。そこで、南流山小学校の教室不足に対応するため、現在の南流山中学校を分離新設校小学校として使用し、南流山中学校を現在使用されていない東洋学園大学旧校舎に令和 6 年 4 月を目途に移転する方針となりました。本業務は、本市が令和 2、3、4 年度事業として南流山中学校移転に伴う設計業務委託（以下「設計業務委託」という。）にかかる「基本設計及び実施設計」について、提案を求めるものです。

本募集の目的は、民間事業者から優れたノウハウを活かした設計業務委託に係る提案を受け、事業者を選定することにあります。

最も優れた提案を行った者は、受託者として本市との契約を締結したうえでプロポーザル提案の内容を基に、本市との協議により設計業務を実施します。

2 計画概要

所在地：流山市大字鰯ヶ崎 1 6 6 2 番地の 1 ほか

用途地域：第一種中高層住居専用地域

建ぺい率：50%

容積率：100%

地域地区：第 1 種高度地区（12m）

地区計画：東洋学園地区地区計画

敷地面積：約 4 9, 9 0 0 m²

予定学級数：4 2 学級以上

予定施設：（1）増築施設

屋外プール、体育倉庫、駐輪場

（2）改修施設

校舎棟、体育館、武道場、調理場、附属施設、外構、グラウンド

3 業務概要

(1) 業務の名称

南流山中学校移転に伴う設計業務委託

(2) 契約方式

最優秀提案者と随意契約を締結します。なお、事業期間は契約締結日の翌日から令和5年1月10日までとします。

(3) 委託金額

本業務における業務委託費は税抜182,020,000円（消費税及び地方消費税を除く）以内とし、各年度の限度額は以下のとおりとします。

ア 令和2年度 6,310,000円

イ 令和3年度 140,034,000円

ウ 令和4年度 35,676,000円

※上記年度内訳は、変更となる可能性があります。

(4) 業務内容

ア 現地調査業務

イ 基本設計業務

ウ 実施設計業務（積算業務を含む）

エ 測量業務

4 応募条件

(1) 応募者

ア 応募者は、本業務を実行する能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。

イ グループで応募する場合は、主たる役割を担う代表企業を1社選定してください。

ウ 参加表明時、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の本業務に係る協議、契約にかかる諸手続を行います。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

ア 応募者は、「7（2）イ及び8（2）イ提出書類」に示す提出

書類により、本募集要綱の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、申請日時点において本市の令和2年度・3年度の入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント：建築一般）に登録されていること。

ウ 応募者のうち、主たる業務及び本市との総合調整を行う者（以下「主任技術者」という。）の資格は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に定める一級建築士の資格を有し、取得後10年以上の実務経験がある者とする。

エ 応募時に、応募者が所属又は代表する企業が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録をしている者とする。

オ 応募者の代表企業及び主任技術者は、過去5年以内に学校での建築工事に関する建築設計業務の実績があり、経営等の状況が良好であること。

（3）応募者の制限

本実施要綱公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができません。

ア 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、または本業務の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他

の使用人または入札代理人として使用している者。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者
で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者
で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。

ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者ま
たはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要
請があり、当該状態が継続している者。

ケ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について
記載をしなかった者。

コ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

（4）応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者
の負担とします。

イ 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが提出書
類は返却しません。本市は提案募集以外の目的で提出書類を使用
したり、情報を漏らしたりすることはありません。協議の過程に
おいて、設計業務委託の関係者等が、守秘義務を遵守したうえで
受託者の応募書類を、本業務の実施または質の向上のために閲覧
する可能性があります。

なお、応募者が受託者となった場合、その著作権は本市に帰属
するものとします。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の
日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権
利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材
料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、受託者が負
うものとします。

エ 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用して
はなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を

第三者に漏らしてはなりません。

オ 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができません。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

キ 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認してください。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受託者に属することとします。

ク 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではありません。

ケ 提出書類の変更禁止

一度提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。

コ 虚偽の記載の禁止

技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とします。

サ 設計仕様書

現地調査、基本設計、実施設計、積算業務及び測量業務は、南流山中学校移転に伴う設計業務委託特記仕様書（別添）、公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省官庁営繕部/平成31年改定）及び建築設計委託要領書（別添）に基づいて実施するものとします。

5 事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「4 応募条件」で定める資格要件を満たす者としません。

(2) 応募資格要件の確認

提案をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者の提

案を有効提案として、（３）最優秀提案の選定を行います。

（３）最優秀提案の選定

南流山中学校移転に伴う設計業務委託提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案の中から１件の最優秀提案及び順位をつけて数件の優秀提案を選定します。

（４）詳細協議

最優秀提案をした者は本市と契約を締結して受託者となり、本業務を履行します。

（５）優秀提案の応募者の扱い

本市は、最優秀提案者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者のうち上位の者から順に同様の詳細協議を行う可能性があります。

（６）契約保証

本業務委託の契約を締結する場合は、契約金額の１０分の１以上の契約保証金を納付、又は保証事業会社の保証等を提出してください。

（７）事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口：流山市教育委員会教育総務部学校施設課

住所：〒270-0192 流山市平和台１丁目１番地の１

電話：04-7157-2755

電子メール：gakkoushisetsu@city.nagareyama.chiba.jp

6 提案募集スケジュール

（１）日程

提案の募集及び選定は、次の日程（予定）で行います。

実施要綱の公表（流山市ホームページに掲載）	令和２年１２月１７日
参加表明書に関する質問の受付	令和２年１２月１７日～１２月２２日
提案書作成のための参考書類の提供	令和２年１２月２３日～ 令和３年１月１２日
質疑回答（流山市ホームページに掲載）	令和２年１２月２８日

参加表明書の受付	令和3年1月4日～1月12日
入札審査会	令和3年1月21日
書類審査結果の発表及び通知	令和3年1月22日
提案書に関する質問の受付	令和3年1月25日～1月29日
現地確認会	令和3年1月26日、27日
質疑回答（電子メールで回答）	令和3年2月5日
提案書の受付	令和3年2月22日～3月4日
プレゼンテーション・ヒアリング	令和3年3月17日（予定）
選定結果の発表及び通知	令和3年3月19日（予定）
詳細協議	令和3年3月下旬
契約の締結	令和3年3月下旬
本業務の実施	契約締結日翌日～令和5年1月10日 日まで

（2）提案募集の手続き

ア 実施要綱の公表

実施要綱は、令和2年12月17日から、本市のホームページにて公表します。

イ 実施要綱に関する質問

本要綱に関する質問は、次により行ってください。各社の質問回数は1回限りとします。

（ア）質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえ、任意様式により事務局に電子メールにより提出してください。電子メール提出後、必ず事務局へ到着を確認してください。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

（イ）受付期間

参加表明書に関する質問：

令和2年12月17日～12月22日（午後5時必着）

提案書に関する質問：

令和3年1月25日～1月29日（午後5時必着）

（ウ）回答

参加表明書に関する質疑回答は令和2年12月28日までに本

市のホームページで公表、提案書に関する質疑回答は令和3年2月5日までに電子メールで回答するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本業務の仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとしします。

7 参加表明書

(1) 参加表明書の書類選考

審査委員会は、参加表明書の書類選考を行います。応募多数となった場合は、応募者を数社程度に選定します。

(2) 参加表明書の様式

応募者は、別添参加表明書を作成し、事務局へ持参で正本1部、副本6部を提出してください。

ア 受付期間

令和3年1月4日～1月12日（受付時間は、午前8時30分から午後5時、ただし12日は午後3時まで）

イ 提出書類

(ア) 参加表明書

(イ) 提案者の会社概要（様式1-1）

(ウ) 提案者の学校建築設計と改修設計の業務実績（様式1-2）

(エ) 業務の実施体制（様式1-3）

(オ) 主任技術者等の経歴（様式1-4）

(3) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

ア 提案者

グループ（共同企業体）で提案する場合は、グループに所属する全ての企業名を記載してください。

イ 資格

提案者に所属する技術職員・資格について記入してください。資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を対象とし、これ以外の資格については記入しないでください。

また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入してください。

ウ 提案者の業務実績（様式1-2）

次に該当する学校建築の設計業務実績と改修設計業務実績を記入してください（それぞれ最大5件）。なお、業務実績とは基本及び

実施設計業務の契約履行が公告日までに完了しているものをいい、施設の完成は問いません。

(ア) 学校建築の設計業務実績に於ける対象施設は、過去10年以内（平成22年12月1日以降）に、国又は地方公共団体が発注した、延べ面積7,000㎡以上の学校建築に関する基本設計又は実施設計に携わった業務を対象とします。

なお、実績が複数ある場合は、規模の大きいものから記入し、更に中学校の設計実績がある場合は優先して記入してください。

(イ) 改修設計業務実績（設備改修を含むもの）に於ける対象施設は、過去10年以内（平成22年12月1日以降）に、学校施設に限らず、改修に関する基本設計又は実施設計に携わった業務を対象とします。

なお、実績が複数ある場合は、規模の大きいものから記入してください。

(ウ) 学校建築の設計業務実績と改修設計業務実績がそれぞれ5件に満たない場合は、実績があるもののみを記入してください。

(エ) 記入した業務については、契約書（鑑）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる図面、写真、パース等を提出してください。

(オ) 該当する業務実績について、次の項目を記入してください。

a 受注形態の欄には、単独、設計共同体又は協力（協力事務所としての参画）の別を記入してください。

b 協力の場合は、発注者の欄に発注者を記入するとともに、元請け企業名について括弧書きで記入してください。

c 施設概要欄には、（用途、構造、階数、延べ面積）を記入してください。

d 業務概要には、設計趣旨や特徴等を記載してください。

エ 主任技術者及び専門技術者の経歴等（様式1-4）

本業務を担当する主任技術者及び専門技術者について、次に従い記入してください。また、学校建築の設計業務実績及び改修の設計業務実績の記入件数はそれぞれ2件以内とします。

(ア) 経験年数、資格証の写し

当該提案者との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し

等)を添付してください。なお、参加表明書の受付日以前に当該企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係が必要となります。また、記入した資格を証する資料の写しを添付してください。

(イ) 過去に従事した設計業務の実績

a 業務実績の内容は、前記(3)アからウの説明と同じです。

b 該当する業務実績については、設計概要、分担業務分野及び立場(監理技術者、主任技術者、担任技術者又はこれらに準ずる立場)を記入してください。

(ウ) C P D 取得単位の状況

(公財) 建築技術教育普及センターを事務局とするC P D 運営会議の発行する「建築C P D 実績証明書」を提出してください。

なお、期間は、証明書発行申請日の1ヶ月前までの2年間とします。

8 提案書

(1) 提案書のプレゼンテーション・ヒアリング

提案書は書類審査で選定された応募者が提出してください。提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングを実施します。

(2) 提案書の様式

応募者は、別添提案書を作成し、事務局へ持参で正本1部、副本8部を提出してください。なお、提出書類のデータはD V D に保存し、併せて提出してください。

ア 受付期間

令和3年2月22日～3月4日(受付時間は、午前8時30分から午後5時)

イ 提出書類

(ア) 提案書

(イ) 業務のフロー及びコストに対する考え方(様式1-5)

(ウ) 学校施設に対する考え方(様式2)

(エ) 用途変更、改修工事に対する考え方(様式3)

(オ) 建築、構造、設備の連携に対する考え方(様式4)

(カ) 本業務に対する提案(様式5)

(キ) 見積書(任意様式A4版)

ウ 提案書の作成及び記載上の留意事項

(ア) 業務のフロー及びコストに対する考え方（様式 1-5）

スケジュールについては、工事期間も含めて記入してください。

(イ) 見積書

見積書は税込みの金額がわかるように記載してください。

9 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

(1) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

原則非公開で行うものとします。会場、日時等については、事前に通知します。

所要時間は1者25分程度とします。（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分程度）

(2) 出席者

プレゼンテーション説明者は、当該業務に予定する主任技術者を含む4名以内とし、原則として提案者に所属する者と協力者以外の者の出席は認めません。

(3) 実施にあたっての留意事項

プレゼンテーションには、パワーポイント等によるスライドデータ及びパソコンを準備してください。なお、原則として提出した提案書には加筆できないものとしますが、パワーポイント等において編集を行うことは可とします。ただし、提案内容を変更する編集や、提案書に記載の無い内容を追加することは認めません。なお、会場では本市が用意したスクリーン及びプロジェクターを使用するものとします

10 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査委員会は、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングを総合的に審査し、その中から最も適格とされる最優秀提案者を1者、及び順位を付してその他数者の優秀提案を選定します。なお、提案者が1者であった場合でもその得点が350点以上（500点満点）であれば当該提案を有効とします。

令和3年1月21日に別途、市によるプロポーザル参加資格の認定審査を行います。この認定審査で不適格とされた場合は、提案書

を提出することはできません。なお、この認定審査についても、

(3) 審査結果の通知及び公表と同様に審査結果・審査内容に関する問い合わせには一切応じられません。

(2) 審査基準

審査基準は、別添「南流山中中学校移転に伴う設計業務委託採点表」のとおりとします。

(3) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、文書で通知するものとします。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

ウ 審査結果は、本市のホームページで公表します。

エ 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切お答えできません。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 期限までに書類が提出されない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本募集要綱に違反すると認められる場合

1 1 その他

本プロポーザルは都合により延期し、又は取り止めることがあります。この場合について、参加者は異議申し立てることができず、違約金は請求できないものとします。

1 2 参考書類

(1) 南流山中中学校移転に伴う設計業務委託特記仕様書

(2) 公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省官庁営繕部/平成31年改定）

(3) 建築設計委託要領書

※その他提案書作成のための参考書類は、参加表明書に関する質問の受付最終日の翌日から参加表明書受付最終日までの期間に、秘密保持承諾書（様式6）及び空のDVDと引き換えに提供します。なお、参加表明書提出時の提供も可能とします。